

長崎市へ移住される子育て世帯の方へ！

長崎市子育て世帯ウェルカム補助金のご案内

長崎県外から長崎市へ移住し、就業または創業をする子育て世帯※の方に対して補助金を交付します！

補助金額

35万円



(長崎市移住支援補助金を申請する方は10万円)

※ 子育て世帯：中学生以下の世帯員が同一世帯内に1人以上いる世帯のことです。

交付には要件があります。主な要件として、次の①②③があり、全てに該当する方が対象となります。

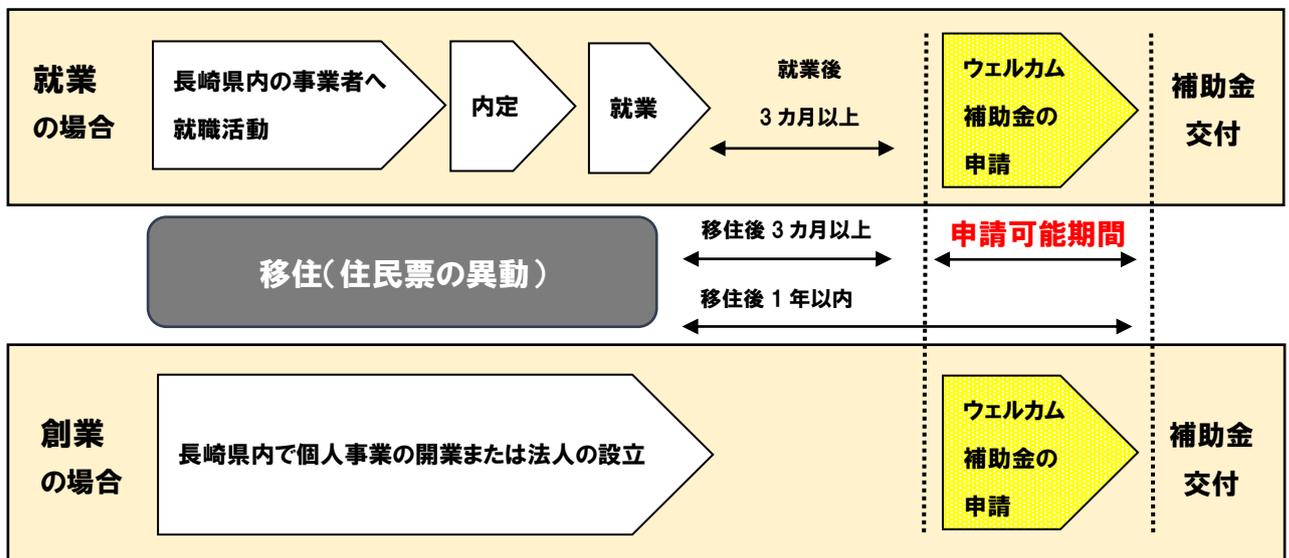
※①②③の要件のほか、裏面の要件を満たす必要がありますので、ご確認ください。

対象者

- ① 移住元 長崎県外に在住していた方 (移住する前日まで連続して1年以上)
- ② 移住先 平成31年4月1日以降に長崎市内に転入した方
(補助金申請後5年以上継続して居住する意思があること)
- ③ 就業 長崎県内に事業所を有する事業者※に就業した方
(補助金申請時に連続して3カ月以上在職し、5年以上継続して勤務する意思があること)
または
創業 長崎県内で個人事業の開業または法人を設立した方

※ 事業者：事業を行う個人（個人事業者）及び法人のことです。

交付までの流れ



補助金の交付対象となる方は、次のⅠの全て及びⅡまたはⅢのいずれかの要件を満たす方です。

※申請場所や方法等については、お問い合わせください。

子育て世帯ウェルカム補助金の対象者の要件

Ⅰ 共通

1. 転入する前日まで、連続して1年以上長崎県外に在住していた。
2. 転入する前日において、子育て世帯であった。
3. 転入日から子育て世帯ウェルカム補助金（以下「補助金」という。）の申請日までの間に、子育て世帯に属している。
4. 転入後3カ月以上1年以内である。
5. 長崎市に補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思がある。
6. 日本人または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している。
7. 世帯員の全員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。
8. 補助対象者及び中学生以下の世帯員が平成31年4月1日以降に、長崎市内へ転入した。

Ⅱ 就業の場合

9. 勤務地が長崎県内である。
10. 就業先が、長崎県内に事業所を有する個人事業者または法人である。
11. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助金の申請時において就業先に連続して3カ月以上在職している。
12. 補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思がある。
13. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

Ⅲ 創業の場合

14. 長崎県内で個人事業の開業または法人の設立を行った。

注意事項（子育て世帯ウェルカム補助金の返還について）

補助金の交付を受けた方が、補助金の申請日から5年以内に長崎市から転出したときは、**当該補助金を返還していただきます**ので、ご注意ください。

お問い合わせ先

長崎市企画財政部 移住支援室
住所：〒850-8685 長崎市桜町2-22
電話：095-829-1249
FAX：095-829-1112
E-mail：ijushien@city.nagasaki.lg.jp

※長崎市への移住・定住に関する情報は

[ながさき人になろう](#)

[検索](#)

